

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直しについて、インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする改正を行うとあるが、「他の会社の意思決定機関を支配」していても、「会社」以外（自然人、契約型投資信託、宗教団体、政治団体、国家など）の場合は、インサイダー取引規制上の「親会社」に該当しないという理解で相違ないか。	今般の改正により、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を「財務諸表等規則第8条第3項の規定により他の会社（協同組織金融機関を含む。）の親会社とされる会社」としてありますが（取引規制府令第55条の7第1項）、会社以外の者は、この「親会社」の定義に該当しません。
2	インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直しについて、インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする改正を行うとありますが、「他の会社の意思決定機関を支配している会社」の定義が明らかでないため、明確に定義してください。会社法の実質支配力基準と同一の定義でしょうか。	今般の改正により、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を「財務諸表等規則第8条第3項の規定により他の会社（協同組織金融機関を含む。）の親会社とされる会社」としてあり（取引規制府令第55条の7第1項）、財務諸表等規則第8条第3項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等については、同条第4項に規定されております。
3	インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直しについて、「物理的に本社（会社実印含む）を占拠または占有し、経営権を奪取しているケース」は、法令上の「他の会社の意思決定機関を支配している会社」の定義に合致せず、「親会社」扱いにならないという理解で相違ないか。	今般の改正により、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を「財務諸表等規則第8条第3項の規定により他の会社（協同組織金融機関を含む。）の親会社とされる会社」としてあり（取引規制府令第55条の7第1項）、財務諸表等規則第8条第3項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等については、同条第4項に規定されております。 この「親会社」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
4	社債（電子コマーシャルペーパーなど）をインサイダー取引規制の対象外にすることで、親子間の資金移動の円滑化をご検討頂きたい。	インサイダー取引規制の適用除外については、市場の公正性・健全性に対する投資者の信頼を確保するという規制の趣旨等を踏まえ、慎

		重に考える必要があります。
--	--	---------------